

成年後見制度の相談窓口

令和6年10月1日開設

こんな心配がある場合はご相談ください。

成年後見制度について知りたい…

離れて暮らす親が訪問販売や悪徳商法の被害にあっていないか心配…

暮らしや福祉のサービスがうまく使えない…

お金の管理や契約に自信がない…

親が亡くなった後、障がいがある子供の財産の管理や生活が心配…

いすみ市成年後見制度中核機関

社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会

〒299-4621 いすみ市岬町東中滝720-1 岬ふれあい会館1階

☎0470-64-6080

FAX:0470-80-3036

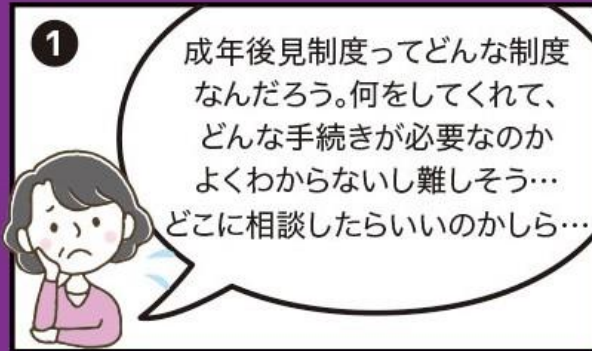
午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日

(土・日・祝日・年末年始を除く)

e-mail info@isumishakyo.jp

ホームページ <http://www.isumishakyo.jp/>

いすみ市成年後見制度中核機関利用イメージ



認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに判断が難しい場合があります。

成年後見制度は、ご本人に不利益な結果を招くことがないように保護し支援する制度です。



成年後見制度には

- ① すでに判断能力が低下している場合に利用する**法定後見制度**
 - ② 判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく**任意後見制度**
- の2つの制度があります。

法定後見制度

家庭裁判所への申立によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、財産管理や日常生活の契約などを支援する制度です。



任意後見制度

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。